

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年2月13日（平成29年（行情）諮問第53号ないし同第55号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（行情）答申第78号ないし同第80号）

事件名：本省に設置されているプロジェクトチームの一覧を記載した文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成29年（行情）諮問第53号）

本省に設置されているプロジェクトチームを構成する職員の一覧（本来の所属先・官職等を記載したもの）の不開示決定（不存在）に関する件（平成29年（行情）諮問第54号）

本省に設置されているプロジェクトチームの設置その他組織に関する事項を記載した文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成29年（行情）諮問第55号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）つき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文書1を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、文書2及び文書3については、別紙2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月4日付け28文科総第1616号、同日付け28文科総第1617号及び同日付け28文科総第1618号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

処分庁は、本件請求に係る文書を保有していると思料するから、改めて文書の探索を行い、対象文書を特定することを求めるところである。

なお、処分庁において多数のプロジェクトチームが設置されていることは公知の事実であり、それらの設置について記載された稟議書や訓令に類する文書を処分庁が一つも保有していないというのは到底理解できるところではない。

## (2) 意見書

諮問庁は、下記第3の2（理由説明書）の①ないし③に記載された要件を満たすプロジェクトチーム等が確認できなかった旨主張するが、諮問庁には自らインターネット上に公表しているものだけでも、「夢ビジョン2020実現プロジェクトチーム」や「大学進学のための奨学金制度の改善・充実に向けたプロジェクトチーム」といったプロジェクトチームを設置しているのであって、このような主張がなされることは審査請求人としては全く理解できないところである。

審査請求人は、正にこうしたプロジェクトチームを念頭に置いて開示請求に及んだところであり、原処分がこれらのプロジェクトチームが前記要件を満たさないという趣旨なのであれば、諮問庁の対応は法22条1項にもとるといわざるを得ない。

諮問庁による原処分の再考及び御審査会における慎重な調査審議を希望するところである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、審査請求人から、文書を保有していると思料するとの審査請求がなされたところである。

### 2 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、文部科学省に設置されているプロジェクトチーム等のうち以下の①ないし③の要件全てを満たしたプロジェクトチーム等の一覧を記載した文書（文書1）、情報開示請求日時点で、文部科学省に設置されているプロジェクトチーム等のうち以下の①ないし③の要件全てを満たし、プロジェクトチーム等を構成する職員の一覧であって、これら職員に係る本来の配属先・官職等を記載した文書（文書2）及び情報開示請求日時点で、文部科学省に設置されているプロジェクトチーム等のうち以下の①ないし③の要件全てを満たしたプロジェクトチーム等の設置その他組織に関する事項を記載した文書（文書3）である。

①特定の政策課題ないし立法業務等に対応するために設置されている。

②文部科学省の職員により構成されている組織である。

③文部科学省に設置されている時限的かつ事実上の組織である。

省内で確認したところこのような文書は作成・保有していなかった。な

お、①ないし③の要件を全て満たしたプロジェクトチーム等も確認できなかった。このため、本件対象文書に当たる文書は存在しないとしたものである。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件対象に係る行政文書を保有していると思料する。」と主張しているが、以上で述べたとおり、本件請求文書に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月13日 諮問の受理（諮問第53号ないし同第55号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月27日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ④ 同年5月12日 審議（同上）
- ⑤ 同年6月5日 諮問第53号ないし同第55号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件各開示請求は、別紙1に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

審査請求人は、特定の文書を例示した上で、例示のような文書を文部科学省において保有しているはずであるとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 諮問庁では、どのような組織が文部科学省の「プロジェクトチーム」であるのかを定めた設置要件等に係る文書を作成・保有しておらず、かつ設置要件等に関する慣例も存在しない。

イ 審査請求人が主張する「夢ビジョン2020実現プロジェクトチーム」（以下「夢ビジョンPT」という。）については、「夢ビジョン2020」の実現を通じたレガシー創出に関する具体的取組の検討等を行うものであり、文部科学省職員が構成員となっている。夢ビジョンPTに係る文書（別紙2に掲げる文書A）には、特に夢ビジョンP

Tの設置の期限が定められておらず、上記第3の2の③の要件（時限的かつ事実上の組織）には該当しないと判断したため、本件対象文書に該当しないとした。

ウ 「大学進学のための奨学金制度の改善・充実に向けたプロジェクトチーム」については、「奨学金制度の改善・充実に向けたプロジェクトチーム」（以下「奨学金PT」という。）が正式な名称となる。

奨学金PTは、無利子奨学金の拡充についてなど特定の政策課題等について対応するために設置されたものであり、文部科学省職員が構成員となっている。奨学金PTに係る文書（別紙2に掲げる文書B）には、特に奨学金PTの設置の期限が定められておらず、これについても、上記イと同様、上記第3の2の③の要件（時限的かつ事実上の組織）には該当しないと判断したため、本件対象文書に該当しないとした。

エ 上記第3の2の①ないし③の要件については、審査請求人が開示請求書において示した要件であるが、処分庁から審査請求人に対し、その趣旨の確認を行うことや、開示請求書の補正を求めることは行っていない。

オ 仮に、夢ビジョンPT及び奨学金PTのような組織に係る文書が、特定すべき文書であったとしても、これらのような組織を文部科学省内で取りまとめ、一覧にしたものは作成・保有していない。

念のため、各部局にまたがる文書を保有している官房の事務室、書庫及び倉庫等を中心に当該一覧を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 当審査会において諮問庁から、審査請求人が例示する夢ビジョンPTに係る文書（文書A）及び奨学金PTに係る文書（文書B）の提示を受け、その内容を確認したところ、いずれの組織も①特定の政策課題ないし立法業務等に対応するために設置されているもので、②文部科学省の職員により構成されているものであることが認められる。

これらの文書は、③文部科学省に設置されている時限的かつ事実上の組織であることが明記されてはいないが、審査請求人は、このようなプロジェクトチームを念頭に置いて開示請求していると主張する。

審査請求人が開示請求書において示したプロジェクトチームの要件の一つである「時限的かつ事実上の組織」については、設置期限が明定されていない組織を除外する趣旨と解すべき合理的な理由は認められず、設置期限の定めの有無に関わらない暫定的な組織もこれに含まれると解するのが相当である。

文書A及び文書Bには、奨学金PT及び夢ビジョンPTを構成する職員の所属先、官職等が記載され、また、設置その他組織に関する事項も記載されているので、文書2及び文書3に該当するものと認められる。また、設置期限の定めの有無に関わらない暫定的な組織と解すれば、プロジェクトチームは外にも存在し、文書2及び文書3については、文書A及び文書B以外にも存在する可能性がある。

したがって、文書2及び文書3については、文書A及び文書Bを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

イ 他方、プロジェクトチームの一覧を記載した文書（文書1）については、たとえ、夢ビジョンPT及び奨学金PT等個々のプロジェクトチームに関する文書を保有しているとしても、これを文部科学省内で取りまとめて一覧を作成・保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、外に当該文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、文部科学省において文書1を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において文書1を保有しているとは認められないので、文書1を保有していないとして不開示としたことは、妥当であるが、文書2及び文書3については、文部科学省において別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

## 別紙 1

- 文書 1 文部科学省に設置されているプロジェクトチーム（特定の政策課題ないし立法事務等処理せしめるために置かれる，文部科学省の職員からなる時限的かつ事実上の組織。）の一覧を記載した文書のうち，最新のもの
- 文書 2 請求日時点で文部科学本省に設置されているプロジェクトチーム（特定の政策課題ないし立法事務等処理せしめるために置かれる，文部科学省の職員からなる時限的かつ事実上の組織。）を構成する職員の一覧であって，これらの職員に係る本来の所属先・官職等を記載した文書
- 文書 3 請求日時点で文部科学本省に設置されているプロジェクトチーム（特定の政策課題ないし立法事務等処理せしめるために置かれる，文部科学省の職員からなる時限的かつ事実上の組織。）の設置その他組織に関する事項を記載した文書

別紙 2

文書 A 夢ビジョン 2020 実現プロジェクトチームの設置について（平成 26 年 4 月 1 日準備本部決定）

文書 B 奨学金制度の改善・充実に向けたプロジェクトチームの設置について